

令和4年度第3回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	令和5年3月17日(金) 14時から15時10分まで
場 所	平塚市役所本館3階 302会議室
出席委員 (9名)	原田会長、陶山副会長、佐藤貴子委員、白石委員、小林委員、上原委員、大岩委員、佐藤尚委員、中田委員
事務局 (13名)	環境部長、環境政策課長、環境施設課長、環境施設課施設管理担当課長、環境政策課資源循環担当長、収集業務課収集・分別推進担当長、環境施設課施設整備・広域担当長、環境施設課事業センター担当長、環境施設課破碎処理場担当長、環境施設課リサイクルプラザ担当長、担当者3名
傍聴者	なし

《以下、審議会の開催》

○環境部長挨拶

(事務局)

開会に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。平塚市廃棄物対策審議会の委員は、総勢11名でございます。本日の出席は9名となっております。「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」第5条に定めている過半数の6名に達しておりますので、よって会議は成立しておりますことを御報告いたします。また、平塚市情報公開条例第31条に基づきまして、本日の審議会は公開としております。本日の会議の傍聴者はございません。それでは、これ以降につきましては、原田会長に進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

(会長)

令和4年度第3回平塚市廃棄物対策審議会を開会いたします。本日は、平塚市の廃棄物処理に関しまして、その具体的な取組と成果を資料に基づき事務局から説明を受けたいと思います。その後、質疑応答に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1「平塚市一般廃棄物処理基本計画の取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

- ・資料 平塚市一般廃棄物処理基本計画の取組状況について
- ・別添 平塚市一般廃棄物処理基本計画の取組状況一覧表

そして、本日、「次第」及び「平塚市一般廃棄物処理基本計画」を併せて配付しております。こちらも含め、不足資料がございましたらお知らせください。

(全委員)

不足書類なし。

(事務局)

平塚市一般廃棄物処理基本計画の令和3年度の取組状況について御説明いたします。計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、区域内の一般廃棄物処理に関し定めたものとなります。現在の計画は、令和3年3月に策定したのですが、先ほど環境部長からもお話をさせていただきましたとおり策定にあ

っては、当審議会に諮問させていただき、令和元年から令和2年度と時間をかけて議論・答申をいただいて策定に至った経緯がございます。本市の廃棄物行政につきましては、この計画に基づき実施することとなっておりますが、ここで令和3年度の実績と取組についてまとめましたので、御報告させていただきます。なお、委員の中には、計画を初めてご覧になる方もおられるかと思しますので、報告に入る前に計画の基本的事項に係る部分について御説明させていただきます。

机上に配付させていただいた平塚市一般廃棄物処理基本計画の2ページをご覧ください。2ページでは、計画の位置付けについて記載しています。本計画は、廃棄物処理法第6条1項並びに平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第10条に基づき策定するもので、平塚市環境基本計画の下位計画に位置付けられています。平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けまして、市民、事業者、市は一丸となって廃棄物施策に取り組むとしています。

続きまして、4ページの方をご覧ください。第3節計画期間ですが、「本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。社会情勢の変化やごみ処理に係る大きな変更があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うほか、策定から5年後の令和7年度を中間目標年度とし、実情に応じた中間改訂を実施すること」としています。

続きまして、45ページをご覧ください。基本理念について記載がございます。基本理念についてですが、計画は、「環境基本計画が掲げる目指すべき環境像「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を基本理念としています。自然豊かな環境を次の世代につないでいくため、ごみの排出抑制、再使用、再生利用等の実践とともに、できるだけ環境負荷をかけないリサイクル・適正処理を行い、限りある資源の抽出やエネルギーの有効活用を推進していくこととしています。また、近年多発する自然災害等に対し、社会インフラとしての廃棄物行政を停止することなく、効率的で安全かつ安定して処理するため、収集運搬、中間処理、最終処分体制の強靱化に努めること」としています。

続きまして、46ページをご覧ください。基本理念の実現のための3つの基本方針を設定しております。基本理念1は、「生活習慣や商習慣における5Rの定着実践」です。従来の3R、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」に加えまして、「リフューズ(必要のないものは断る)」と、「リニューアブル(再生可能資源に切り替える)」という2つの要素を加えた5Rを定着させ、市民、事業者双方が自ら環境負荷低減に資する行動を実践するとともに、互いの環境に配慮した行動を評価・選好するという風土を市域全域に広めることとしています。基本方針2は、「地域に密着した啓発・協働の推進」です。市民、事業者が様々な広報媒体を通じてごみの減量化や資源化、その他廃棄物行政に係る情報を容易に入手できるようにし、それによって環境意識も向上するようにします。基本方針3は、「経済的、社会的、環境的側面のバランスが取れた廃棄物行政の運営」です。ごみの収集から処分に至るまでのすべての工程において温室効果ガス削減に向けた積極的な取組や希少資源・エネルギーの有効活用を推進し、技術革新や処理コストなどその時々々の状況を見極めた上で最良の廃棄物行政の運営に努めるということです。これら3つの基本方針に沿って、取組を進めていくということになります。

続きまして、53ページをご覧ください。計画では、進捗を評価するための指標を設けています。指標は、ごみの排出段階におけるものと、様々な取組の結果として表出するもので構成し、国や上位計画で定める数値目標を踏まえたメイン指標とメイン指標を補完するための市独自のサブ指標がございます。54ページでは、こちらのメイン指標とサブ指標について、中間目標年度である令和7年度と計画の最終年度の令和12年度の目標値を設定しています。

続きまして、59ページをご覧ください。先ほどの3つの基本方針に基づきまして、目標値の達成に向けて計画期間内に取組む分野及び分野ごとに展開する施策の柱を設けております。基本方針1「生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践」では、(1)家庭系ごみ対策として5つの施策の柱、(2)事業系ごみ対策として3つの柱、基本方針2「地域に密着した啓発・協働の推進」では、(1)市民・事業者・行政による協働の実践として2つ、(2)情報共有・啓発の推進として3つ、(3)不適正・不法

排出防止等の啓発として3つの柱を設けております。基本方針3「経済的、社会的、環境的側面のバランスがとれた廃棄物行政の運営」としましては、(1)安全で安定した処理体制の確立で5つ、(2)新たな技術革新等の調査・研究として1つの柱を設けております。次ページ以降にそれぞれの施策の柱ごとに、市民・事業者・市の役割について想定される取組を例示する形となっております。令和3年度に本市で実施した取組につきまして、別添の一覧にまとめましたので後程御説明いたします。以上が、処理基本計画の基本的事項に係る部分となります。先ほど御説明しましたとおり、本計画は10年計画となっております。令和7年度を中間目標年度としております。処理基本計画では、進捗管理の方法について特段定めておりませんが、中間目標値として掲げている数値との比較で、各年度の実績を報告させていただき、廃棄物対策審議会委員から御意見、御助言を頂くことで次年度以降の取組に活かしていくことが重要です。そこで今回、令和3年度の数値が確定し、各課で実施した事業の取りまとめができましたので、御報告させていただくこととなった次第です。

では、事前に送付させていただきました「一般廃棄物処理基本計画(令和3年度)取組状況等について」という資料をご覧ください。

1ページ目、ごみ処理基本計画の部分です。表は、人口の推移及び計画内でメイン指標として掲げている7つの項目について、令和3年度の実績値及び中間年度であります令和7年度、最終年度となる令和12年度の目標値を表したものとなります。計画に掲げた目標値との比較について順番に見ていきます。7つの項目について中間年度の目標値との比較で説明させていただきます。(ア)発生量あたりの排出原単位です。こちらは、家庭系と事業系のごみの両方を合算した1人1日あたりのごみ量です。令和3年度の発生量あたり排出原単位は1人1日あたり831グラムでした。中間目標値を849グラムとしておりますので、目標値を18グラム下回った形となっております。次に(イ)家庭系ごみ排出原単位についてです。事業系ごみを除いた1人1日当たりのごみ量ですが435グラムでした。中間目標値が440グラムになりますので、5グラム下回った形となります。(ウ)事業系ごみの総排出量です。令和3年度中に本市処理施設で処理した事業系ごみの総量となりますが、18,190トンとなり、目標値を1,370トン下回っています。続いて、(エ)家庭系ごみの資源化率です。こちらは家庭系ごみの総量に対する資源化量の割合となりますが、中間目標値30.9パーセントに対しまして、令和3年度の実績が25.3パーセントとなります。こちらの数値を上げていくことが必要となりますが、令和3年度実績で、5.6ポイント下回っている状況です。(オ)総資源化率についてです。これは家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総量に対する資源化量の割合となります。目標値が29.5パーセントとなりまして、こちらの数値に対しまして令和3年度の実績が25.5パーセントとなりますので、こちら4ポイント下回っている状況です。(カ)最終処分量についてです。令和3年度の実績は716トンとなりまして、目標値を67トン下回りました。最後に(キ)の二酸化炭素の排出量です。ここでの二酸化炭素排出量は、合成樹脂類の焼却により排出されるもので、焼却量、合成樹脂類の割合、可燃分、係数をかけ合わせていくという式により算出しております。令和3年度の二酸化炭素排出量は、18,328トン-CO₂となります。中間目標値18,612トン-CO₂に対し284トン-CO₂下回りました。

以上見てきましたとおり、メイン指標として掲げた目標値7項目については、令和3年度時点で5項目について中間目標値を達成している状況にあります。しかしながら、ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症の影響も多分に受けているものと考えられますので、今後も中間年度及び目標年度に向けて実績値の推移を注視し、減量化を推進する必要があります。また、資源化率については、目標値を下回っている状態です。ごみの総量が減少していく中、資源化できるものを増やしていくという難しい状況ではございますが、資源化率の向上に向けて取組を進めていく必要がございます。

2ページ目をご覧ください。表は家庭系ごみ、事業系ごみ、資源再生物それぞれのごみの量の推移となります。(ア)のところですが、表にはございませんが、令和3年度の実績は、78,190トンとなります。令和2年度が80,181トンとなっておりますので、1,991トン、割合にして2.5

パーセントの減少となりました。これは家庭系ごみ及び資源再生物の減少によるものです。(イ)のグラフ、家庭系ごみの量ですが令和2年度の46,318トンに対して、令和3年度は44,793トンとなりまして、1,525トン減少しております。家庭系ごみの減少は、本市の人口の約60パーセントを占める、14歳から64歳までの生産年齢人口の減少、令和3年4月から本格実施に移行しました家庭系可燃ごみの戸別収集及び令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症による環境の変化によりまして、ごみを発生させないという意識の変容など様々な要因が重なったものと考えられます。また、平成24年度からの推移を見ますと、令和元年度こそ多少の増加となっておりますが、基本的には堅調に減少してきており、自治会をはじめとした市民の御協力によるものと考えております。(ウ)の事業系ごみにつきましては、新型コロナウイルス感染の影響によりまして、経済活動が低調だったことに起因して、令和2年度に大きく減少しましたが、経済活動の再開に伴い、令和3年度は約332トン、割合にして2パーセントの増加となりました。(エ)資源再生物についてですが、令和2年度に比べまして約798トン、割合にして5.2パーセントの減少となりました。(イ)でお示ししましたとおり、家庭系可燃ごみの量は減少しておりますので、可燃ごみへの混入ではないと考えることができます。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみを発生させないライフスタイルの変化等が要因と考えられます。2ページ目、下段ウの基本方針に基づく実施事業の取組状況につきましては、別添の資料になりますので後程説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。計画ではごみ処理基本計画のほか、生活排水処理についても定めております。ここで令和3年度の状況がまとまりましたので、表にまとめてあります。処理形態別人口についてですが、表の右側の欄にございます生活雑排水適正処理率は横ばい、あるいは微増微減で推移しておりまして、令和3年度においては、総人口のうち98.5パーセントが公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽等により、生活雑排水を処理している状況です。浄化槽汚泥とし尿の排出量を合計しました生活排水処理量は、前年度に比べ約1,391キロリットル、割合で約20パーセントの減少となっております。これは主にし尿の排出量の減少によるものです。こちらの生活排水処理の報告につきましては、統計数値として御認識いただければと思います。

別添の資料に移らせていただきます。処理基本計画の方では59ページの部分となりますので、併せて参考にお開きいただければと思います。計画では基本理念、3つの基本方針に基づき、計画期間内に取組む分野と展開する施策の柱を設けています。この施策の柱ごとに、令和3年度に実施しました主な取組をまとめました。時間の関係もございますので、主要なところについて御説明させていただきます。

別添資料の1ページ目となります。基本方針1「生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践」についてです。家庭系ごみ、事業系ごみの2つの分野で、8つの施策の柱を設けています。一覧の左から3列目に施策の柱という項目がございますので、こちらに沿って順番に御説明させていただきます。まず分野1「家庭系ごみ対策」の(1)生ごみ食品ロス対策の実践では、自治会で回覧いただいておりますごみ通信やごみの分別表、ホームページ等多様な媒体を用いまして生ごみや食品ロスに関する情報の周知を行うとともに、市民向けに生ごみ処理容器(コンポスター)を59台販売いたしました。また、市民団体であるごみ減量化推進委員会と協働しまして、水切りネットの配布やパネル展示を通じた啓発、またフードバンク湘南と連携しまして、不要となった食品の寄付を受け付けるフードドライブ、ごみを活かす会と協働しまして、生ごみの堆肥化促進のための自家処理相談会を実施しました。(2)プラごみゼロ対策の実践では、マイバック持参率調査の実施や、まちぐるみ大清掃で植物由来であるバイオマスプラスチックのごみ袋を利用し周知・啓発を行いました。また、清掃ボランティアの支援のほか、海岸のプラごみの現況を実感してもらうために、ごみ減量化推進委員会と共同で海岸清掃を実施しました。不法投棄対策としましては、啓発看板の提供や神奈川県及び平塚警察と連携しましてパトロールを行いました。(3)資源再生・リサイクル量の拡大では、資源再生物の分別について、ごみの分別表やホームページ等で市民周知し、市役所や市の処理施設などで小型家電や充電式電池の回収ボックスを設置し、分別しての排出を案内しております。また、各自治会に御協力いただいて、資源再生物買上金事業を実施

し再生物の分別を推進しました。ごみの持ち去り対策としては、ごみ分別表やホームページでの啓発やラミネート看板の配布により禁止行為であることを周知し、違反者が特定された場合には、さわやかで清潔なまちづくり条例に基づく指導を行いました。(4)適正処理困難物対策の実践では、市の処理施設で処理ができない適正処理困難物について、ホームページ等を使い排出方法の周知を行っています。また、注射針等の在宅医療廃棄物については、医師会や薬剤師会といった関係団体に働きかけ、一部の薬局で自主回収をしていただいているところです。(5)エシカル消費の実践では、5Rの普及啓発、事業者の方に対しては、本市独自で実施、認定しているごみ減量化・資源化協力店制度の中で、リサイクル品の販売・使用の推進、資源回収の推進などを項目として設定し御協力をお願いしています。

続きまして、分野2「事業系ごみ対策」についてです。(1)生ごみ・食品ロス対策の実践では、食品関連事業者に対し、食品廃棄物の発生抑制を推進してもらうため、商工会議所と連携し周知啓発を行いました。また、市役所内における率先行動として、市庁舎内でのフードドライブ開催のほか、職員を対象とした庁内フードドライブを実施しました。(2)プラごみゼロ対策の実践ですが、ごみ減量化・資源化協力店制度を利用したアンケート調査、協力の依頼や事業活動に伴って排出された廃プラスチックなどの産業廃棄物が誤って市の処理施設に搬入されないよう展開検査を実施し適正処理を推進しました。(3)適正処理・リサイクルの促進です。事業系ごみにつきましては、事業者向けのパンフレットやホームページなどを利用し、適正処理、資源化を周知・促進しています。特に木くず、古紙及び食品廃棄物については事業者向けパンフレットの中で資源化業者を紹介し、リサイクルについての御検討をお願いしています。また、ごみを年間36トン以上排出している多量排出事業者に対しては、減量化への意識を持ってもらうため、減量化計画書の作成・提出を要請しました。先ほどプラごみの項で申し上げましたが、環境事業センターでは、搬入される廃棄物の展開検査を行い、産業廃棄物やダンボールなどの資源化可能なものがあつた際には収集運搬業者を通して排出事業者へ分別の徹底をお願いしています。

3ページ目をご覧ください。基本方針2「地域に密着した啓発・協働の推進」に基づく取組です。3つの分野で、8つの施策の柱から構成されています。分野1「市民・事業者・行政による協働の実践」では、先ほども御紹介しましたが、ごみ減量化推進委員会と協働しての啓発活動、フードバンク湘南との協働でフードドライブ、ごみを活かす会等との協働で生ごみ自家処理相談会を実施しました。(2)美化推進団体等との協働では、美化推進委員会の活動を支援し、各地区で美化活動を推進していただきました。令和3年度は5月にまちぐるみ大清掃を行い、多くの方に参加をしていただいたところです。また、御希望のあつた自治会に、分別案内に活用してもらうための分別指導員章を配付し、ごみの分別を推進していただきました。路上喫煙禁止区域に指定している駅周辺地区では、専任の指導員が巡回し、禁止行為の違反者に対して是正指導を行っています。

続きまして、分野2「情報共有・啓発の推進」です。ごみ通信や事業系パンフレット、ホームページ、スマートフォンで御登録いただけるごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」など、様々な媒体を活用し、市民、事業者に対し、必要とされる内容が届くよう情報発信に努めました。また、各年代にごみに関心を持ってもらえるよう、乳幼児向けに「ごみ収集車見学会」、小学生向けに「ごみ学級」、市民向けに「情報宅配便」など世代に応じた環境学習を実施しました。環境事業センターやリサイクルプラザ、破碎処理場の各処理施設においても、施設見学を実施し、啓発に努めました。

続きまして、分野3「不適正・不法排出防止等の啓発」では、ごみ通信や事業系パンフレットを利用し、市民、事業者に対し、分別の徹底、適正排出を呼びかけ、不法投棄やごみの持ち去り対策では、自治会の御協力で看板を設置していただいたり、平塚警察や神奈川県と連携し対応にあたりました。

続きまして、4ページ目、基本方針3「経済的、社会的、環境的側面のバランスがとれた廃棄物行政の運営」です。基本方針3では、2つの分野に6つの施策の柱がございます。

分野1「安全で安定した処理体制の確立」です。(1)収集分別計画の推進としましては、一部地区のペットボトル・プラクルの収集業務を民間委託、市内3地区での可燃ごみ戸別収集の本格実施を行い、

直営及び民間事業者の役割分担のもと、円滑かつ効率的に収集運搬を行いました。(2) 中間処理最終処分計画の推進についてです。こちらは処分場の話になりますが、環境事業センターでは、搬入されたごみに応じた効率的な発電を行い、粗大ごみ破碎処理場では、鉄やアルミなど約687トンの金属を選別回収し資源化しました。また、第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、廃棄物処理施設及び最終処分場の計画的な整備について検討を行いました。(3) のエネルギーや資源を有効活用した温暖化対策ですが、環境事業センターにおいて、ごみ処理時に発電される電力を活用しましたE Vパッカー車の導入可能性調査を実施しました。(4) 災害廃棄物等の処理に向けた備えとしては、災害を想定した対応訓練を実施し、災害廃棄物等処理計画やマニュアル等の確認、見直しを行いました。また平塚大磯二宮の1市2町のごみ処理広域化実施計画推進事業において、災害廃棄物処理についての研究を行いました。(5) 一般廃棄物処理業許可の運用では、現在、市内の収集運搬業、処分業は充足している状況ですので新規許可を行っていませんが、循環型社会形成の観点での新規の許可等について、他市や業界の動向と情報収集に努めました。

続きまして、分野2「新たな技術革新等の調査・研究」についてです。先ほどのE Vパッカー車の導入可能性調査のほか、プラスチック資源循環法対応に向けた製品プラスチックや使用済み紙おむつの資源化についての調査研究を行いました。また、拡大生産者責任に基づいた事業者への働きかけや容器包装リサイクル制度における役割分担の見直しについて、全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会といった組織を通じまして、国や県に要望を行いました。

以上が令和3年度に行いました主な事業の紹介となります。これらの施策を積み上げていくことで、中間目標として掲げております指標の達成に向けて取組を進めて参ります。

(会長)

何か御意見、あるいは御質問等ございますか。

(委員)

何点が御質問させていただきます。

1点目、資源化率の向上のために、市の取組としてこういった部分がポイントになるのでしょうか。

2点目、既存の方法では、資源化率を上げるのは難しいと思います。新たなリサイクル技術の調査・研究を行っているとのことですので、研究調査された内容について御報告いただける部分で何かありませんでしょうか。

3点目、資源再生物の減少の説明で、「ライフスタイルの変化」という言葉がありました。いわゆるコロナ禍が落ち着いてくると、また以前のライフスタイルに戻ってしまいごみが増えてくるのではと思います。今のライフスタイルからのごみの減量を定着させるために、市としてはこういった取組を想定しているのでしょうか。

4点目、資源再生物の回収量に応じて市から自治会に買上金が支払われていますが、回収実績の多い自治会における何か良い取り組み事例があれば御紹介いただきたいです。

(事務局)

1点目の御質問について回答いたします。基本方針1「生活習慣や商習慣における5Rの定着・実践」、分野1「家庭系ごみ対策」、(3)「資源再生・リサイクル量の拡大」が、御家庭での取組を推進していく軸になるものと考えています。例えば生ごみを可燃ごみとして排出せず資源として堆肥化を目指していただく、あるいは白色トレイ等の店頭回収されている店舗を御紹介し利用していただくということも、「資源化」のポイントになってくるものと考えます。また、「ごみとなるものをなるべく買わない、長く使えるものは大事に使い続ける」という日本の古くからの慣習である「もったいない」を基本として(5)「エシカル消費の実践」も非常に重要な取組だと認識しています。「資源化率」という点に着目

すると、今までは可燃ごみや不燃ごみとして処理せざるを得なかったものが、技術革新等によって資源化できるようになれば資源化率の向上に繋がりますので、廃棄物処理に関する最新の情報を入手し、取り入れられるものを検討しておくことも非常に重要なポイントだと考えます。

続きまして、2点目の御質問について回答いたします。新たなリサイクル技術として調査していたのが、「紙おむつの資源化」です。高齢化が進んでいきますと、可燃ごみを占める割合のうち紙おむつが大きくなってきます。高齢化対策の対極である少子化対策としても、子育て世帯をどうやって増やしていくかという中で、やはり紙おむつの処理というのは課題として上がってくる部分です。紙おむつの資源化を目指し、紙おむつの製造事業者、資源化設備事業者及び東京都で実証実験を行った事例があり、報告書が公表されております。事例を積み上げ、本市で取り入れられる部分は活かしていこうと調査研究を続けております。そのほか、現在は埋め立てている陶磁器類等も技術革新によって資源化できるか引き続き情報収集しております。

続きまして、3点目の御質問について回答いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が増え、自宅で快適に過ごすことを重視した消費行動、いわゆる「巣ごもり需要」が加速しました。飲食も店舗で取るのではなく、テイクアウトや宅配の利用が増え、弁当の容器等も比例して増加いたしました。巣ごもり生活が続く中で、家の中のごみをなるべく生まないような意識の変化も十分に考えられると思います。コロナ禍の収束後もテレワークなどの業務形態の変更に伴って、コロナ禍以前より変化したライフスタイルが定着し始めていることを考慮し、普及啓発に努めてまいります。

(事務局)

続きまして、4点目の御質問について回答いたします。買上金につきましては、昭和の時代からの取組の系譜があり、地域における諸活動、連携の基礎となっていると認識しております。人口の多い所、少ない所、必然として人口の多いところは相対的にごみの量が多いという側面があるでしょうし、分別に対する自治会単位での力の入れようということの違いもあるかと思いますが、事例として一概に良い悪いという見方は持っておりません。

(委員)

ライフスタイルの変化によるごみ量の増減については、新型コロナウイルスの影響がテレワークなどの部分で相当残ってくるものと思いますが、収束後に社会がコロナ禍以前のような状態へ戻っていくと、またごみの量は増えていくのではないかとともに思います。今後、ライフスタイルの変化から生じた意識を定着させるために、取り組んでいただければと思います。

(会長)

テイクアウトのごみをそのまま捨ててしまうということで、逆にごみ量が増えてしまうことも考えられると思います。家の中のごみ量が増えるからなるべく買わない、長く使うという発想になるというのは、少し甘い気がします。やはり啓発活動が重要になってくると思います。また、テイクアウトの容器をプラスチックではない別の素材で代替する、補完するという形で資源化を目指すというのも情報発信していくことが必要になってくるのではないかとともに思います。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(委員)

生活排水処理について、生活雑排水未処理が減って、生活雑排水適正処理が増えていくことが望ましい形だと思えます。汲み取りに関して、順調に減ってきておりますが、単独浄化槽については逆に増えてきています。逆に合併浄化槽の方は減ってきています。平塚市一般廃棄物処理基本計画の106ページに平成21年度からの統計があるのですが、それを見ますとあるところまでは単独浄化槽が減ってき

ており、そこから横ばいが続いています。逆に、合併浄化槽は段々と減っていったというふうに見受けられます。これは、単独浄化槽の新設は認められず、合併浄化槽の方が増えていくということが普通なのではないかと思うのですが、どう解釈をすればよろしいのでしょうか。国等の施策と逆ではないかという気がするのですがいかがでしょうか。

（事務局）

統計数値自体は、平塚市の下水道部局から提供いただいている数値を参考にしています。単独処理浄化槽の部分については、他の部分からの差引で算出しているものです。平塚市の場合、浄化槽の関係は神奈川県保健所が所管であり、数年前に浄化槽法が改正されて、それまで未整備だった台帳を整備して単独処理浄化槽等の数を把握することとなりました。本市の下水道部局からも下水道のデータを提供し、保健所の方で整備を進めていたのですが、新型コロナウイルス感染症の関係で滞ってしまっているのではと思います。いずれにしても、数値の差引で作成している部分がございます。数値の精度については、下水道部局を通じて保健所に改善を働きかけたいと思います。

（会長）

他に何か御質問等ありますか。

（委員）

（２）「プラごみゼロ対策の実践」の不法投棄防止の啓発で、実績として看板の提供が107件されています。令和3年度で新たに設置されたものだと思うのですが、全体的に継続して不法投棄されている場所がずっと残っているのか、減っている傾向がどこかに見えるのかということをお教えください。また、市庁舎内で開催されたフードドライブに累計51名の方が来場されたとのことですが、市民にはまだまだ認知されていない言葉だと思いますし、来場された方の中には御厚意でわざわざ買って持ってきてくださった方もいるのではないかと思います。フードバンク事業という正しい啓発が必要だと思うのですが、市としてどのように取り組まれたか教えてください。

（事務局）

1点目の不法投棄について回答いたします。まず、不法投棄の対策として提供した看板の枚数についてお伝えしますと、令和2年度は93枚配布いたしました。不法投棄に関しましては、市民からの通報によって発見されるケースが中心になっておりまして、実際の不法投棄物として回収した件数は令和2年度で174件、令和3年度で109件です。本市といたしましても、パトロール班を設けておりますが市全域をくまなく見て回るには難しい状況です。

また、通報を受け現場を確認いたしますと、その土地に管理者等がいる場合がございます。その場合ですと、土地の管理者等に投棄物の回収・撤去をお願いすることになりますが、自身で回収・撤去することに違和感を覚える管理者等もいらっしゃいます。そもそも土地の管理者等が特定できない場合もあり、特定するのに本市の防犯協会等に御協力いただいております。投棄現場は主に人気のない場所や暗がり、茂み等が狙われる傾向にあり、撤去後に再度投棄されないかという難しい状況です。不法投棄を防止するためには、土地の管理者あるいは地元の方々に御理解、御協力いただくことが重要であると認識しております。

（事務局）

2点目のフードドライブについて回答いたします。わざわざ買って持ってきていただく方もいるのではないかと思います。職員を対象にフードドライブを実施いたしますと毎回お持ちいただく方もいますので、その都度購入されているかもしれません。昨今、食品ロスに対して市民や事業者も含めて

意識の高い状態になってきていると思います。食品ロスを生まないことを前提に生活されますと、フードバンクへ寄付する品物自体がないという状況もあるかと思いますが、各種媒体を通じてフードバンクの目的等を発信し続けることで適正なフードバンク事業を啓発してまいります。

（会長）

フードドライブの場合は、食品管理の問題があると思います。特に消費期限を超えた食品が持ち込まれないようにチェックするのが大変な課題であると思います。それでは、令和3年度の実績及び委員からの御指摘、御意見を踏まえ取組を進めてください。

その他で何か事務局からありますでしょうか。

（事務局）

今年度の廃棄物対策審議会は、本日の会議をもって終了ということになります。来年度につきましては、詳細は未定でございますが、第1回は年度が始まりまして、6月下旬を目指して開催を予定させていただければと思っています。日程につきましては新年度になりましてから、改めて調整させていただきたいと思っております。

（会長）

それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。また来年度もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上